

第 5 期熊本県障がい者計画
中間見直しの素案について

第5期熊本県障がい者計画（中間見直し） 【素案審議】

※障害者基本法第11条第2項に基づき策定義務があり、本県における障がい者施策に関する基本的な計画として策定
※計画期間を平成27年度～平成32年度の6年間としており、平成29年度に中間見直しを行うこととしている。

1 中間見直しの概要

(1) 計画策定後の動きを踏まえ、必要な課題及び施策を追加記載

＜追加記載する主な施策＞

① 平成28年熊本地震等を踏まえた「安心・安全施策」の充実

- ・ 障がい特性に応じた避難支援
- ・ 「避難所運営マニュアル」、「福祉避難所運営マニュアル」の作成
- ・ 被災者の中長期にわたる心のケア

② 相模原事件等を踏まえた「差別の解消及び権利擁護」の推進

- ・ 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例及び障害者差別解消法の取組み推進
- ・ 心のバリアフリーの推進
- ・ ヘルプカードの普及・啓発

③ 地域生活支援施策の充実

- ・ 障がいのある人をはじめ誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「生涯活躍」を目指した、「くまもと暮らし安心システム」の実現
- ・ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 医療的ケア児及び重症心身障がい児（者）への支援

(2) 数値目標の追加及び見直しを行う。

○ 数値目標数：35項目→39項目

現行で数値目標が1つとなっている「保健・医療」分野などに項目を追加。

＜追加した主な数値目標＞

- ・ 自殺死亡率（人口10万人対）
- ・ 発達障がいに対応できる医療体制が整備された圏域数

○ 数値目標の進捗状況を踏まえ、35項目中21項目の数値を見直し。

2 今後のスケジュール

- | | |
|--------|--------------------------|
| 11月30日 | 第2回障害者施策推進審議会開催（素案審議） |
| 12月上旬 | 県議会（厚生常任委員会）中間報告 |
| 1月 | パブリックコメント |
| 2月 | 第3回熊本県障害者施策推進審議会開催（最終審議） |
| 3月 | 県議会（厚生常任委員会）最終報告 |

参考 各計画の位置付け

議題 1

<全体の施策方針>

中間見直し

◎第5期熊本県障がい者計画

(くまもと障害者プラン)

根拠法：障害者基本法

計画期間：平成27年度～平成32年度

議題 3

◎第7次熊本県保健医療計画

根拠法：医療法

計画期間：

平成30年度～平成35年度

★障がい者の保健医療に関する記載は、両計画に記載。

議題 2

<サービス量に関する計画>

策定

◎第5期熊本県障がい福祉計画

根拠法：障害者総合支援法

計画期間：平成30年度～平成32年度

新規策定

◎第1期熊本県障がい児福祉計画

根拠法：児童福祉法

計画期間：平成30年度～平成32年度

一
本
化

第5期熊本県障がい者計画（中間見直し） 基本方針

※障害者基本法第11条第2項に基づき策定義務があり、本県における障がい者施策に関する基本的な計画として策定。
 ※計画期間を平成27年度～平成32年度の6年間としており、平成29年度に中間見直しを行うこととしている。
 ※現在、熊本県障害者施策推進審議会から意見をいただきながら作成しており、平成29年度中に作成予定。

現 計 画

1 計画の基本的な考え方

I 目指す姿

障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる**共生社会の実現**

II 基本理念

- ◆障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会
- ◆自らの選択・決定・参画の実現 ◆安心していきいきと生活できる環境づくり

III 重点化の視点

- 県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組み ■家族に対する支援
- 地域生活への移行支援・地域生活支援 ■障がい特性に配慮した支援

中間見直し

2 障がい者を取り巻く現状と課題

- 国の動向
- 障がい者の動向
- 第4期熊本県障がい者計画の成果と課題
- 障がい者のニーズ

追加記載

3 分野別施策

- I 地域生活支援
- II 保健・医療
- III 教育、文化芸術活動・スポーツ
- IV 雇用・就業、経済的自立の支援
- V 情報アクセシビリティ
- VI 安心・安全
- VII 生活環境
- VIII 差別の解消及び権利擁護の推進

追加記載

4 数値目標

- 数値目標35項目
 (計画期間2年目(平成28年度)時点の達成状況)
- ・達成率100%以上 8項目
 - ・〃100%未満80%以上 9項目
 - ・〃80%未満50%以上 13項目
 - ・〃50%未満 5項目

見直し

2 障がい者を取り巻く現状と課題（プラン策定後の動き）

平成28年熊本地震の発生

- 障がいのある人の避難支援に係る個別計画の策定及び見直し
- 避難所における障がいのある人に対する支援
- 被災者の心のケア
- 障害者福祉施設等の復旧及び耐震化

相模原市の障害者支援施設における事件

- 障がいのある人を取り巻く様々な障壁
- 措置入院者の退院後支援
- 障害者福祉施設の安全対策に係る情報共有
- 障害者福祉施設の入所者の安全確保、職員の職場環境づくり

国の制度改正

- 障害者差別解消法の施行
- 自殺総合対策大綱改定 等

障がい当事者団体等の意見

- 精神障がいのある人も地域で安心して生活できるような支援 等

3 分野別施策（新たな課題に対応する施策の追加）

① 平成28年熊本地震等を踏まえた「安心・安全施策」の充実

- 避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）の策定支援等
 - ・「避難所運営マニュアル」及び「福祉避難所運営マニュアル」の作成。
 - ・障がい特性に応じた基本的な事項をまとめた資料の作成。
- 災害時の避難所における支援体制の整備
 - ・避難所において、障がい特性に応じた情報の伝達、障がい者用トイレや必要な物資の確保。
 - ・避難生活に困難が生じる障がい者に対応するため、指定避難所内に福祉避難スペースの確保。
- 被災者の安心・安全の確保
 - ・熊本DCA Tや熊本DPATの技術の向上等を図るため、研修や訓練の実施。
 - ・被災者の中長期にわたる心のケアに対応するため、訪問や電話等による相談、心の健康に関する普及啓発、被災者を支援する方への支援。
- 熊本地震により被害を受けた障がい者福祉施設等の復旧

② 相模原事件等を踏まえた「差別の解消及び権利擁護」の推進

- 心のバリアフリーの推進
 - ・県民の、「心のバリアフリー」の理解促進と行動を起こすための支援。
- ヘルプカードの普及
 - ・外見からはわかりにくい障がいのある人等への理解を広めるとともに、障がいのある人等の社会参加を支援するため、ヘルプカードの普及・啓発。
 - 行政機関における合理的配慮の推進

③ 地域生活支援施策の充実

- 障がいのある人をはじめ誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「くまもと暮らし安心システム」の実現
 - 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - 意思決定支援の取組の充実
 - 発達障がいについての医療体制の整備
 - 医療的ケア児及び重症心身障がい児（者）への支援

- 精神医療連携体制の構築
 - ・多様な精神疾患等ごとに医療機能を明確にし、患者本位の医療を提供するため、多様な精神疾患等ごとの医療機関の役割分担や相互の連携体制の整備を推進。
- 自殺対策の推進
 - ・自殺者をさらに減少させ、誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、相談体制の充実や相談窓口の周知。
- 障がい児（者）の歯科疾患の予防及び口腔機能の維持向上
 - 特別支援学校にコミュニティ・スクールを導入
 - 福祉と農業の連携による就労支援
 - 在宅障がい者の就労支援
 - 失語症者向けの意思疎通支援者の養成
 - 手話言語条例の制定に向けた取組み
 - 聴覚障がい者のために、遠隔手話通訳サービスを実施
 - 住宅確保要配慮者への民間賃貸住宅登録制度

4 数値目標（目標の見直し）

- ・達成率が一定以上の項目については、新たな目標の設定等を検討
 (ハートフルバス制度の協力施設数、強度行動障がい支援者養成研修修了者数 等)
- ・追加記載した施策に対応した数値目標の設定を検討
 (発達障がいに対応できる医療体制が整備された圏域数 等)

I 地域生活支援

- (1) 障がいのある人をはじめ誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「くまもと暮らし安心システム」の実現(P25)
- (1) ② 精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援(P25)
 - ・精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築。
- (1) ③ 自立生活の援助(P26)
- (2) ⑤ 意思決定支援の取組の充実(P27)
 - ・日常生活や社会生活等において障がいのある人の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障害福祉サービス事業者等における意思決定支援の取組の充実。
- (5) ② 発達障がいについての医療体制の整備(P30)
 - ・県全域において身近な地域で発達障がいの診療が受けられるよう、発達障がいを診断できる医師を増やす取組み等を実施。
- (5) ④ 医療的ケア児及び重症心身障がい児（者）への支援(P32)
 - ・医療的ケア児及び重症心身障がい児（者）が身近な地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援を総合調整するコーディネーターを養成。

II 保健・医療

- (2) ③ こころの医療センターの機能充実(P40)
 - ・精神障がい者の地域での生活支援や発達障がいへの対応を含む児童・思春期医療機能の拡充等の取組みを実施。
- (2) ④ 精神医療連携体制の構築(P40)
 - ・多様な精神疾患等ごとに医療機能を明確にし、患者本位の医療を提供するため、多様な精神疾患等ごとの医療機関の役割分担や相互の連携体制の整備を推進。
- (2) ⑤ 自殺対策の推進(P40)
 - ・自殺者をさらに減少させ、誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、相談体制の充実や相談窓口の周知。
 - ・自殺未遂者や再度の自殺を防ぐため、「くまもと自殺予防医療サポートネットワーク制度」の周知・利用促進。
- (3) ③ 障がい児（者）への歯科保健医療の提供(P40)
 - ・障がい児（者）の歯科疾患の予防及び口腔機能の維持向上を図る取組み及び研修等を通じた歯科医師の障がい特性に応じた対応技術等の向上等への取組み。
 - ・口腔保健センターの体制を維持するための必要な支援。

III 教育、文化芸術活動・スポーツ

- (1) ② キャリア教育の充実(P41)
 - ・特別支援学校における職業教育の充実。
- (1) ⑥ コミュニティ・スクールの導入(P42)
 - ・すべての県立特別支援学校を防災型コミュニティ・スクールに指定し、地域と連携した防災教育の推進や防災システムの構築。
- (2) ③ 保育士の専門性向上(P43)
 - ・保育士の専門性の向上を図るための研修を実施

IV 雇用・就業、経済的自立の支援

- (3) ① 福祉と農業の連携による就労支援(P50)
 - ・農福連携推進会議を設置し、農福連携を計画的に推進。
- (3) ② 在宅障がい者の就労支援(P51)
 - ・障がい者の社会的、経済的自立を促進するため、インターネット等の情報通信技術を活用した在宅就業支援体制を構築するモデル事業を実施。

V 情報アクセシビリティ

- (2) ① 失語症者向けの意思疎通支援者を養成(P56)
- (2) ② 手話言語条例の制定に向けた取組み(P56)
- (2) ③ 聴覚障がい者のために、遠隔手話通訳サービスを実施(P57)

VI 安心・安全

- (1) ① 避難行動要支援者の避難支援に係る個別計画の策定支援等(P58)
 - ・「避難所運営マニュアル」及び「福祉避難所運営マニュアル」の作成。
 - ・福祉避難所の実効性の確保及び障がいのある人等への周知。
 - ・障がい特性に応じた基本的な事項をまとめた資料の作成。
- (1) ② 災害時の避難所における支援体制の整備(P59)
 - ・避難所において、障がい特性に応じた情報の伝達、障がい者用トイレや必要な物資の確保。
 - ・避難生活に困難が生じる障がい者に対応するため、指定避難所内に福祉避難スペースの確保
 - ・福祉避難所の速やかな設置。
 - ・福祉避難所について、広域的な避難に関する協力体制の構築。
- (1) ③ 被災者の安心・安全の確保(P61)
 - ・熊本DCA Tや熊本DPATの技術の向上等を図るため、研修や訓練の実施。
 - ・被災地域からの患者の受入れや広域医療搬送に係る対応等を行うため、災害拠点精神科病院の体制の整備。
 - ・被災者の中長期にわたる心のケアに対応するため、訪問や電話等による相談、心の健康に関する普及啓発、被災者を支援する方への支援。
- (1) ⑤ 熊本地震により被害を受けた障がい者福祉施設等の復旧(P62)
 - ・障がい者福祉施設や精神科病院等について、その復旧のための取組みを支援。
- (3) ④ 障がい者支援施設等の防犯対策(P65)
 - ・障がい者支援施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外溝の設置・修繕など必要な安全対策への取組みを支援。

VII 生活環境

- (1) ⑥ 障がい者の居住支援(P68)
 - ・住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者等）の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録制度

VIII 差別の解消及び権利擁護の推進

- (1) ② 心のバリアフリーの推進(P71)
 - ・県民の、「心のバリアフリー」の理解促進と行動を起こすための支援
- (1) ③ ヘルプカードの普及(P72)
 - ・外見からはわかりにくい障がいのある人等への理解を広めるとともに、障がいのある人等の社会参加を支援するため、ヘルプカードの普及・啓発。
- (1) ④ 行政機関における合理的配慮の推進(P72)
 - ・障害者差別解消法の施行に伴う理解促進及び職員対応要領の周知や障がい者への配慮の徹底。

数値目標

- 項目数：35項目→39項目
 - ・現行で数値目標が1つとなっている分野別施策Ⅱ「保健・医療」分野などに項目を追加。
- 数値目標の進捗状況等を踏まえ、35項目中20項目の数値を見直し。
- 追加した主な数値目標
 - ・自殺死亡率（人口10万人対）、発達障がいに対応できる医療体制が整備された圏域数